

令和 3 年

富岡町議会会議録

第 2 回臨時会

4 月 27 日 開会・閉

富岡町議会

令和3年第2回富岡町議会臨時会会議録目次

第1日 4月27日（火曜日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○説明のため出席した者	2
○事務局職員出席者	3
開 会（午前 9時00分）	4
○開会の宣告	4
○開議の宣告	4
○議事日程の報告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○臨時会招集理由の説明	4
○議案の一括上程	5
○提案理由の説明	5
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決	6
○町長の挨拶	2 3
○閉会の宣告	2 4
閉 会（午前10時40分）	2 4

第 2 回 臨 時 町 議 会

(第 1 号)

令和3年第2回富岡町議会臨時会

議事日程 第1号

令和3年4月27日(火) 午前9時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 臨時会招集理由の説明

日程第4 議案の一括上程

報告第 3号 専決処分の報告について

報告第 4号 専決処分の報告について

報告第 5号 専決処分の報告について

報告第 6号 専決処分の報告について

議案第45号 専決処分の報告及びその承認について

議案第46号 専決処分の報告及びその承認について

議案第47号 専決処分の報告及びその承認について

議案第48号 工事請負契約について

議案第49号 工事請負契約について

議案第50号 動産の取得について

日程第5 提案理由の説明

日程第6 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

報告第 3号 専決処分の報告について

報告第 4号 専決処分の報告について

報告第 5号 専決処分の報告について

報告第 6号 専決処分の報告について

議案第45号 専決処分の報告及びその承認について

議案第46号 専決処分の報告及びその承認について

議案第47号 専決処分の報告及びその承認について

議案第48号 工事請負契約について

議案第49号 工事請負契約について

議案第50号 動産の取得について

本日の会議に付した事件
議事日程と同じ

○出席議員（10名）

1番	堀本典明君	2番	佐藤教宏君
3番	佐藤啓憲君	4番	渡辺正道君
5番	高野匠美君	6番	遠藤一善君
7番	安藤正純君	8番	宇佐神幸一君
9番	渡辺三男君	10番	高橋実君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町長	宮本皓一君
副町長	高野剛君
副町長	滝沢一美君
教育長	岩崎秀一君
会計管理者	植杉昭弘君
総務課長	林紀夫君
企画課長	原田徳仁君
税務課長	志賀智秀君
住民課長	猪狩力君
福祉課長	杉本良君
健康づくり課長	遠藤博生君
生活環境課長	黒澤真也君
産業振興課長	坂本隆広君
参事兼 都市整備課長	竹原信也君
教育総務課長	飯塚裕之君
生涯学習課長	佐藤邦春君
郡山支所長	斉藤一宏君
参事兼 いわき支所長	三瓶直人君

佐長補長 事務課長 兼秘書	松	本	真	樹	君
代表監查委員	坂	本	和	久	君

○事務局職員出席者

議事 事務局局長	小	林	元	一
議事 兼庶務係主任	杉	本	亜	季
議事 兼庶務係主任	黒	木	裕	希

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○議長（高橋 実君） ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年第2回富岡町議会臨時会を開会いたします。

○開議の宣告

○議長（高橋 実君） 直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長（高橋 実君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○会議録署名議員の指名

○議長（高橋 実君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

6番 遠 藤 一 善 君

7番 安 藤 正 純 君

の両名を指名いたします。

○会期の決定

○議長（高橋 実君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

○臨時会招集理由の説明

○議長（高橋 実君） 次に、日程第3、臨時会招集理由の説明を町長より求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 議員の皆様には、大変お忙しい中ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

まず初めに、福島第一原子力発電所構内に保管されるALPS処理水の処分方針決定に関して申し

上げます。このことにつきましては、これまでも申し上げてまいりましたとおり、国は地域住民や関係者の皆様のご理解が得られるよう、これまで以上の丁寧さで広く説明を尽くし、国内はもとより諸外国の理解もしっかりと得られるよう、継続した取組を求めてまいる考えであり、風評対策についてもこれまでの10年間における継続した対策をもってしても原子力事故に起因する風評被害を払拭できない現状を鑑みて、さらに一歩踏み込んだ徹底した対策を講じていただくことが必要と強く求めてまいる考えであります。また、東京電力には管理体制を早急に見直した上で、処理水の処分を含め廃炉作業の一つ一つを安全かつ確実にを行うことを再度強く求めてまいります。このためにも、政府や東京電力から今後も含め説明いただくよう調整をいたしますので、その際には皆様の忌憚のない建設的なご意見を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、令和3年第2回富岡町議会臨時会を開催するに当たり、招集の理由を申し上げます。本臨時会は、富岡産業団地整備工事、損害賠償の額の決定及び和解についての2件、曲田都市計画街路4号線整備工事に係る専決処分の報告についての4件をご報告するものとともに、令和2年度一般会計補正予算(第7号)、不動産の取得及び富岡町税条例の一部を改正する条例の専決処分に係る専決処分の報告及びその承認についての3件、農業集落排水(小良ヶ浜)災害復旧管渠工事その4ほか1件、富岡町立学校給食調理場備品購入1件の仮契約が調いましたので、工事請負契約について、動産の取得についての計10件について提出するものであります。

詳細につきましては議案審議の際にご説明申し上げますが、町政執行上重要な案件でありますので、速やかなる議決を賜りますようお願いをいたします。

○議案の一括上程

○議長(高橋 実君) 次に、日程第4、議案の一括上程を行います。

事務局長の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○提案理由の説明

○議長(高橋 実君) 次に、日程第5、提案理由の説明を町長より求めます。

町長。

[町長(宮本皓一君)登壇]

○町長(宮本皓一君) 提案理由。報告第3号から報告第6号 専決処分の報告について、議案第45号から議案第47号 専決処分の報告及びその承認について、議案第48号及び議案第49号 工事請負契約について、議案第50号 動産の取得についての提案理由を申し上げます。

報告第3号から報告第6号 専決処分の報告についての内容につきましては、富岡産業団地整備工

事、曲田都市計画街路4号線整備工事に係る工事請負契約の一部変更についての2件、令和2年12月7日及び22日に発生した公用車の交通事故に係る損害賠償の額の決定及び和解についての2件を地方自治法第180条第1項の規定によりそれぞれ専決処分をしましたので、同条第2項の規定によりご報告をするものであります。

議案第45号から議案第47号 専決処分の報告及びその承認についての内容につきましては、令和2年度富岡町一般会計補正予算（第7号）、不動産の取得について、富岡町税条例の一部を改正する条例についての3件を地方自治法第179条第1項の規定によりそれぞれ専決処分をしましたので、同条第3項の規定により報告及び承認を求めるものであります。

議案第48号及び議案第49号 工事請負契約については、農業集落排水（小良ヶ浜）災害復旧管渠工事その4、富岡町立学校給食調理場建築工事の2件、議案第50号 動産の取得については富岡町立学校給食調理場備品購入1件、それぞれ仮契約が調いましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条及び第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長よりご説明を申し上げますので、よろしく願いをいたします。

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋 実君） 次に、日程第6、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、報告第3号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） おはようございます。それでは、報告第3号 専決処分の報告について内容をご説明申し上げます。

今回報告させていただく専決第3号は、工事請負契約の一部変更についてであります。報告第3号別紙、専決第3号専決処分書を御覧ください。今回の専決処分は、令和2年12月17日、第9回定例会で議決を受けた富岡産業団地整備工事の工事請負契約の一部変更であり、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定について、第4項の規定に基づき専決処分を行ったものであります。

工事請負契約の一部変更の内容としましては、3の契約金額中の41億5,733万5,320円を41億6,149万8,820円に変更するものであります。

別添資料1ページ、報告第3号別紙資料、富岡産業団地整備工事の第4回変更についてを御覧ください。工事の番号、名称は第2-2-16号、富岡産業団地整備工事であります。請負者は、西松建設

株式会社北日本支社です。

契約金額が変更となった要因としましては、工事完了による数量の精算によるもので、内容としましては資料右下に記載している3点であります。まず、1点目としましては、国道6号線と県道小浜上郡山線の太田交差点部の改良工事において、各道路管理者との協議により県道部と国道部の境界に相違があったため、県道部の面積が減となる一方、国道分の面積が増となったこと、また国道部のガードレール新設設置区間の一部において既存ガードレールを再利用したこと。2点目としましては、当該工事に含まれる国道6号線東側、県道分の上水道の移設工事において既設管の一部区間が不明であったためこれを残置するものとしていましたが、全て確認できたことより水道施設管理者及び道路管理者との協議により撤去するものとしたこと。3点目としましては、排水構造物等の撤去工において現地精査により取壊し数量に変更が生じたこと。以上、3点の精算に係る工事費で416万3,500円が増額となったことより、現工事請負金額41億5,733万5,320円を41億6,149万8,820円に変更したもので、増減率としては約0.1%であり、かつ500万円以下の変更であったことより、町長の専決事項の指定に基づき専決処分したものであります。

なお、本工事については本年3月25日に竣工しております。

説明は以上であります。

○議長（高橋 実君） ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第3号 専決処分の報告についての件を終わります。

次に、報告第4号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） それでは、報告第4号 専決処分の報告についての内容を説明申し上げます。

報告第4号別紙、専決第6号専決処分書を御覧ください。ご報告申し上げます専決処分は、町管理車両が第三者車両に与えた損害について賠償により和解したことによるものでございます。

本件は、令和2年12月7日午後5時10分頃、浪江町大字赤字木字柵平32番地付近の道路中央線のない右方向曲線道路において、福島市内の出張用務を終え帰庁する町管理車両のサイドミラーと対向車両のサイドミラーが接触し、双方車両の接触部が損傷したものであり、過失割合を双方5割ずつとして、対向車両の修理費用の5割に当たる2万5,603円を負担し、また町管理車両の修理費用の5割に

当たる1万9,822円を対向車両が負担することで和解が調い、町長の専決処分事項の指定についてで指定されていることにより、令和3年3月30日に専決処分をしたものでございます。

以上、地方自治法第180号第2項の規定によりご報告を申し上げます。

○議長（高橋 実君） ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑ございませんか。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 交通事故ということで再発防止策は取られたかと、あとこれ勤務中とか退勤に当たるのでしょうか。その辺も教えてください。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） まず、後段の勤務中かどうかということでございます。出張用務を終え帰庁する中途でございますので、勤務中でございます。

それから、再発防止ということでございますが、当然のことながら公用車に限らず、車両の運転、使用においてもしっかりと交通法規を守り、安全運転を心がけるようにということで常に指導しているところ、加えて一昨年より、今年で3年目になりますが、毎年度複数回、例えばJ A Fの専門の方においでいただいて交通安全講習を繰り返し行っているというところでございます。講習は全職員対象に行っていて、相当数の職員が講習を受けていただいているというところになります。このことを引き続き続けながら、安全運転の意識の向上に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） これをもって質疑を終了いたします。

これをもって報告第4号 専決処分の報告についての件を終わります。

次に、報告第5号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） それでは、報告第5号 専決処分の報告についての内容をご説明申し上げます。

報告第5号別紙、専決第7号専決処分書を御覧ください。ご報告申し上げます専決処分は、町管理車両が第三者車両に与えた損害について賠償により和解したことによるものでございます。

本件は、令和2年12月23日午後3時30分頃、富岡町いわき支所駐車場において町管理車両が同駐車場に駐車する第三者車両を接触、損傷させたものであり、町側過失割合を10割として相手車両の修理

費用の全額となる8万1,730円を町が負担することで和解が調い、町長の専決処分事項の指定についてで指定されていることにより令和3年3月30日に専決処分をしたものでございます。

以上、地方自治法第180条第2項の規定によりご報告をいたします。

○議長（高橋 実君） ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第5号 専決処分の報告についての件を終わります。

次に、報告第6号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） それでは、報告第6号 専決処分の報告について内容をご説明申し上げます。

今回報告させていただく専決第9号は、工事請負契約の一部変更についてであります。報告第6号、専決第9号専決処分書を御覧ください。今回の専決処分は、令和3年3月9日の第1回定例会で議決を受けた曲田計画街路4号線整備工事の工事請負契約の一部変更であり、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定について、第4項の規定に基づき専決処分を行ったものであります。

工事請負契約の一部変更の内容としましては、3の契約金額中の1億4,984万900円を1億5,188万2,500円に変更するものであります。

別添資料3ページ、報告第6号別紙資料、曲田都市計画街路4号線整備工事の第2回変更についてを御覧ください。工事の番号、名称は、第20—1303—15093号、曲田都市計画街路4号線整備工事です。請負者は、株式会社高葉建設です。

契約金額が変更となった要因としましては、資料右下に記載している2点であります。まず、1点目としては道路のり面の植栽工において、資料左側平面図等に緑着色で表示している県道広野小高線との接続部分の調整に伴い、施工範囲が約200平方メートル増加したこと。2点目としましては、本工事を施工するに当たり、道路のり面下の県管理の防災林地内に工事用仮設道路を設けておりましたが、一部40メートル、資料左側平面図等に赤着色で表示している部分になりますが、県との最終協議によりこれを撤去したことであります。以上2点の精算に係る工事費で204万1,600円が増額となったことにより、現工事請負金額1億4,984万900円を1億5,188万2,500円に変更したもので、増減率としては約1.4%であり、かつ500万円以下の変更であったことにより、町長の専決事項の指定に基づき専決処分したものであります。

なお、本工事につきましては今月内の竣工検査を予定しており、本工事の完成に伴い、平成29年度より進めておりましたJR跨線橋を含めた県道広野小高線までの新設町道曲田都市計画街路4号線が開通できることとなりますので、来月13日に当該新設町道の開通式を開催する予定であります。開通式は、新型コロナの感染防止を踏まえ小規模で実施する予定であります。

説明は以上であります。

○議長（高橋 実君） ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑ございませんか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。今課長の報告どおり、一連の工事が完了したようで、来月開通式があるということなのですが、浜街道にタッチする道路ということで皆さん注目しているかなと思うのですが、浜街道の開通はいつになるのか、多分協議して分かっているかと思うのですが、浜街道まで初めてタッチして向こうが開通になれば富岡町にとってもすばらしい交通網の整備になるのかなと思いますので、その辺を分かっているところでいいですからお聞かせ願えれば。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） お答えさせていただきます。

今回この曲田都市計画街路4号線の供用開始につきましては、到達しました県道広野小高線、浜街道でございますが、こちらから、このタッチ部分から、アクセス部分から北側に向かう部分、こちらについては同時に開通を迎えることとなりますが、議員おっしゃっている多分タッチ部分から南側の柵葉に抜ける部分かとは思いますが、こちらについては、私たちがいろいろと情報を収集しているところでございますが、正式な回答が実際ないところでございまして、目標としましては今年度どうにか開通するように頑張っていきたいというところまでは聞いているところでございます。

すみません。以上、そんなところまでしか今把握しておりませんので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） そうしますと、今の答弁聞きますと、町道が浜街道にタッチする部分から南、柵葉に抜ける部分に関しては柵葉まで全てつながってから一括で開通させるのか、それとも太田に抜ける部分ありますよね。太田に下りる部分、あの辺までできればまた段階を踏んで開通させるのか。まだ決まっていないのかなと思うのですが、その辺をお答えいただければ。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） お答えさせていただきます。

県の考えとしましては、柵葉まで抜けた段階で開通式を進めていきたいとは聞いているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） これをもって質疑を終了いたします。

これをもって報告第6号 専決処分の報告についての件を終わります。

次に、議案第45号 専決処分の報告及びその承認についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） それでは、議案第45号 専決処分の報告及びその承認についての内容を説明申し上げます。

ご報告申し上げ、その承認を求めます今回の専決処分は、令和2年度富岡町一般会計補正予算（第7号）でございます。この予算補正は、新型コロナウイルス感染症の影響により、消費の落ち込みなどから税収入等の減収などが生じ、市町村の財政運営に大きな影響が出ていることから、減収相当分を市町村が起債し、起債償還額分を毎年度において国が交付税措置することで、国が市町村の減収分のほぼ全額を補填することとされたことにより、令和2年度の本町において生じている地方消費税交付金の減収分を補填することと減収分相当分を起債するために編成したものでございます。

この補正予算につきましては、国の減収補填対応の詳細確認に時間を要したこと、また減収相当額の確定を待つことが必要であったことから、さきの定例会においてご議決いただいた補正予算にこのことを反映できず、再度の補正予算を編成せざるを得なかったことによるものでございます。また、年度末の補正予算編成であったことから議会をお開きいただく時間的余裕がなく、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただいたものでございますので、ご理解を賜りますようお願いをしたいと思います。

それでは、令和2年度富岡町一般会計補正予算（第7号）予算書を御覧ください。初めに、歳入における予算補正の内容について申し上げます。3ページをお開きください。今回の予算補正においては、歳入の合計額205億6,171万6,000円を変えずに第18款繰入金、第2項基金繰入金1,180万3,000円を減額し、第21款町債、第1項町債1,180万3,000円を増額するものでございます。

次に、歳出における予算補正の内容について申し上げます。4ページを御覧ください。歳出においても歳出の合計額205億6,171万6,000円を変えず、第10款教育費、第5項社会教育費において財源の一部1,180万3,000円を一般財源から地方債へ更正するものでございます。

おめぐりいただき、5ページを御覧ください。第2表、地方債でございます。予算補正により行う起債は減収補填債でございまして、限度額は1,180万3,000円、起債の方法は証書借入れでございます。

なお、今回の起債借入れにつきましては償還期間を短期間で設定でき、利率も非常に低く、起債額も少額であること、また償還額のほとんどを国が交付税措置することから後年度の町財政に大きな影

響を与えるものとなるものではございませんので、申し添えご理解をいただきたいと思ひます。

以上、地方自治法第179条第2項の規定によりご報告を申し上げ、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第45号 専決処分の報告及びその承認についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号 専決処分の報告及びその承認についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を企画課長より求めます。

企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 議案第46号 専決処分の報告及びその承認についての内容を説明いたします。

ご報告申し上げ、その承認を求めます今回の専決処分は、富岡駅前複合交流施設などの整備用地に係る公有財産の取得であります。

それでは、議案第46号別紙専決第5号、専決処分書を御覧ください。取得した不動産は、専決第5号別紙記載のとおり、曲田土地区画整理事業区画42-3、42-4街区及び43-2街区、面積は5,567.98平方メートル、取得価格は1億1,673万3,224円、契約相手方は富岡都市計画事業曲田土地区画整理事業、施行者、富岡町であり、令和3年3月29日に保留地売買の仮契約を締結いたしましたが、議会を招集する時間的余裕がないことから、同日地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたものでございます。

以上、同法同条第3項の規定によりご報告申し上げるとともに、ご承認をいただくことを要するものでございますので、ご理解をお願いいたします。

内容の説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。この話とちょっと離れてしまうかもしれないのですが、土地取得についてはいいことだと思っているところではございますが、駅前複合交流施設につきましては健康増進施設でも申し上げておりますが、こちらを進めていく前にライフサイクルコストであったり、財務計画であったり、財政関係の見える化、そして必要性等を踏まえましてまた後ほど議論させていただきたいなと思っているところですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 今回の保留地購入に当たりまして、12月開催の全員協議会でも説明させていただきましたが、今ほどご質問いただきました複合交流施設につきましては、今後浜通りに整備される国際教育研究拠点関係で大きくニーズが変わるものだと思います。ライフサイクルコスト、それから財政基盤関係、将来の町財政のことをしっかり見ながら検討してまいりたいと考えてございます。それにつきましては、現時点でどのようなニーズがあるのかということの調査も必要かと思っております。まだ検討段階でございますが、今後様々なニーズ関係を把握し、需要と供給のバランスというものをしっかり保っていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。ちょっと関連しているのですが、今回の施設の購入は必要だと思っております。ただ、私たちもそうだと思うのですが、検討委員会というか、駅前の委員会についての内容は分からない状況下において、はっきり言えば42-3と43-2については前は駐車場等を使いたい、町のこういう施設のところをつくりたいという話はいただいているのですが、今時点でどのくらいの形で利用しようかということを委員会並びに町は考えていらっしゃるのか教えてください。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 3月末に購入をさせていただきましたこの土地でございますが、既に団体等々からイベント等を開催したい旨の協議を今進めているところでございます。まだ要望段階で、実際にやる、やらないということは決定していませんが、そのような形で広くイベント等にご活用いただきまして、駅前のにぎわい創出に貢献していただければ非常に幸いだと考えてございます。その詳細についてはまだ詰めている段階でございますので、有効活用に向けて調整をしてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。それと、42-4、これは商業施設を貸すような形になるかと思うのですが、これからの用途の使用したいとしたときにおいての内容説明とか、また店舗の内容的なものというのはいつ頃から始まっていくのか、ちょっとその点も教えてください。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） お答えいたします。

こちらにつきましては、現在基本的にはサービス業、小売業というところでいろいろと募集かけていきたいと考えておりますが、こちらにつきましても引き続き庁内で検討しまして、できるだけ早いところで募集をかけられるように調整をしているところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第46号 専決処分の報告及びその承認についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号 専決処分の報告及びその承認についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を税務課長より求めます。

税務課長。

○税務課長（志賀智秀君） それでは、議案第47号 専決処分の報告及びその承認についての内容をご説明いたします。少し説明が長くなりますが、よろしく願いいたします。

地方税法及び地方税法施行例の一部を改正する法律及び政令並びに地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和3年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、富岡町税条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年3月31日付で専決処分をさせていただきましたので、同法同条第3項の規定により報告し、ご承認をお願いするものであります。

今回の改正は、固定資産税において宅地等の負担調整措置を令和5年度まで3年間延長し、評価額

のばらつきを均衡化するため、地価公示価格の7割を評価額のめどとして税負担の不均衡を緩やかに是正する措置を講ずるとともに、新型コロナウイルス等による環境の変化を考慮し、令和3年度に限り地価上昇により課税標準額が増加する土地については課税標準額を据え置く措置を講ずること。軽自動車税において、環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置を9か月延長し、令和3年12月31日までの取得分を対象とすること。また、東日本大震災関係として被災住宅用地等の特例措置及び被災代替償却資産の特例措置を5年間延長し、令和8年度まで適用することなどが主な改正内容となっております。

それでは、富岡町税条例の一部を改正する条例、新旧対照表によりご説明いたします。議案第47号別紙資料、新旧対照表、第1条による改正、1ページを御覧ください。第24条第2項及び第32条第1項第1号は、条文中扶養親族の次に「年齢16歳未満の者」、以下記載のとおりをそれぞれ追加するものです。

1ページから3ページを御覧ください。第34条の7第1項第1号は、イ、ウ、オ、カ、クについては条文中「寄附金（）」の次に「、出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」をそれぞれ追加し、エ、キは条文中掲げるものの次に「及び出資に関する業務」、以下記載のとおりをそれぞれ追加し、コについては、条文中「認められるもの」の次に「、出資に関する業務に充てられることが明らかなもの」を追加するものです。

3ページから4ページを御覧ください。第36条の3の2第4項中、現行「所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改め、条文中「次条第4項」の次に「及び第53条の9第3項」を追加するものです。

第36条の3の3は、第1項条文中の現行「控除対象扶養親族除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改め、第4項の条文中、「所得税法第203条の6第6項に規定する」以下の文言を記載のとおり「令第48条の9の7の3において準用する」以下の文言に改めるものです。

5ページを御覧ください。第53条の8は、第1項第1号中、現行「本条、次条第2項及び」を「この条、次条第2項及び第3項並びに」に改めるものです。

第53条の9は、第2項の次に第3項及び第4項として記載のとおりをそれぞれ新設するものです。

6ページを御覧ください。第81条の4は、第1項第1号及び第2号条文中「同条第四項」を「同条第4項又は第5項」にそれぞれ改めるものです。

附則第5条は、条文中現行「扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者)以下記載のとおり」の括弧書きを追加し、第6条は条文中、現行「令和4年度」を「令和9年度」に改めるものです。

7ページから9ページを御覧ください。第10条の2第3項から第18項までは、法改正による対象条文の項ずれを改正し、第19項を削り、各項をそれぞれ繰り上げるとともに、第21項は条文中「同意導

入基本計画」の次に「(中小企業等経営強化法)以下記載のとおり括弧書きを追加し、現行「同条」を「法附則第64条」に、「家屋及び構築物」を「特例対象資産」に、「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」にそれぞれ改めるものです。

第11条の2は、見出し及び条文中の現行「令和元年度又は令和2年度」を「令和4年度又は令和5年度」にそれぞれ改め、同条第2項は条文中、現行「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」を「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」にそれぞれ改めるものです。

9ページから11ページを御覧ください。第12条は見出し及び条文中、現行「平成30年度から令和2年度分」を「令和3年度から令和5年度」に、「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」にそれぞれ改め、「加算した額」の次に「(令和3年度分の固定資産税)、以下記載のとおり括弧書きを追加し、第2項及び第3項は現行「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」にそれぞれ改め、第4項及び第5項は現行「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」にそれぞれ改めるものです。

11ページから12ページを御覧ください。第13条は見出し及び条文中、現行「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」にそれぞれ改め、「率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を追加し、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「(令和3年度分の固定資産税)以下記載のとおり括弧書きを追加するものです。

第15条は条文中、現行「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第2項条文中、現行「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改めるものです。

13ページを御覧ください。第15条の2は条文中、現行「同条第4項」の次に「又は第5項」を追加し、「3輪」を「三輪」に改め、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改めるものです。

第15条の2の2は条文中、現行「3輪」を「三輪」にそれぞれ改め、「同条第2項」の次に「又は第3項」を、「同条第4項」の次に「又は第5項」を追加するものです。

13ページから15ページを御覧ください。第16条は条文中、現行「3輪」を「三輪」に、「第4項」を「第7項」に改め、第2項から第4項までは記載のとおりそれぞれ文言を削るとともに、第3項及び第4項においては「3輪」を「三輪」に、加えて第3項においては現行「以下この項及び次項」を「この条」に改め、第5項から第7項までを記載のとおり新設するものであります。

16ページを御覧ください。第16条の2は、条文中「3輪」を「三輪」に、「第4項」を「第7項」に改めるものです。

第22条は条文中「令和3年度」を「令和8年度」に改め、第26条は第2項を記載のとおり新設するものです。

新旧対照表、第2条による改正、17ページから21ページを御覧ください。第48条第1項から第17項までは記載のとおり第9項を削り、各項を繰り上げるとともに、法律改正に伴う項ずれをそれぞれ改

正するものです。

21ページから23ページを御覧ください。第50条第2項から第4項については、第3項中記載のとおり括弧書きを削るとともに、法律改正に伴う項ずれをそれぞれ改正するものです。

23ページから24ページを御覧ください。第52条は、第3項において法律改正に伴う項ずれを改正するとともに、第4項、5項、6項を記載のとおり削るものです。

25ページから26ページを御覧ください。附則第3条の2第2項は条文中「及び第4項」を削り、第4条第1項は上段及び下段記載の「及び第4項」、条文中段の「又は」から「提出期限」までの文言を、同条第2項については条文中「又は」から「算定期間」までの文言をそれぞれ記載のとおり削るものです。

説明は以上です。ご承認方よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第47号 専決処分の報告及びその承認についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号 工事請負契約についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） それでは、議案第48号 工事請負契約の締結について内容をご説明申し上げます。

今回上程いただきました工事請負契約は、平成23年発生 of 東日本大震災により被災した農業集落排水小良ヶ浜処理区の管渠施設の復旧工事であり、令和3年4月20日付で仮契約が調いましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めらるるものであります。

別添資料 7 ページ、議案第48号別紙資料 1 を御覧ください。本工事請負契約の締結に係る工事請負契約書です。工事の番号、名称は第21—1304—15017号、農業集落排水（小良ヶ浜）災害復旧管渠工事その 4 であります。工期は、着工を議会の議決を受けた日から 3 日を経過する日とし、完成を令和 3 年12月24日としております。工事請負代金は、消費税を含め8,950万円であります。請負者は株式会社丸東、代表取締役、西山由美子です。

なお、裏面、8 ページには本契約の特約条項を、9 ページには入札状況調書を添付しております。

次に、資料11ページ、議案第48号別紙資料 2 を御覧ください。本工事請負契約に係る工事の概要になります。資料左上の位置図を御覧ください。工事箇所は大字小良ヶ浜字深谷地内、旧富岡消防署の東側になります。今回の工事は、地震の影響で適正な流下能力が確保できないなどの被災管渠部を開削工法で撤去し、新たに所定の勾配で新設する工事であります。資料上段、中ほどを御覧ください。工事内容の概要となります。まず、管路工としまして位置図に示しております総延長800メートルの管渠のうち被災している箇所約560メートルの撤去、新設、また附帯工事として掘削撤去となる舗装部約580平方メートルの仮復旧であります。参考としまして資料下段、計画平面図（抜粋）及び標準断面図に今回の工事箇所のうち町道宮の原小良ヶ浜線部に係る復旧対象位置と開削工事における横断面図及び標準断面図を示しております。

次に、工事工程についてであります。資料中段、中ほどの工事工程のとおり計画しており、契約締結後に請負者と詳細な工程打合せを行い、安全第一に工期内の完成を目指してまいりますので、議員皆様のご理解をよろしくお願いいたします。

また、本工事の発注により困難区域部を除く東日本大震災に係る農業集落排水施設などの全ての下水道施設、汚水管渠の災害復旧工事の発注が完了いたします。

説明は以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

3 番、佐藤啓憲君。

○3 番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。被災したところの管渠工事ということで、工期が6月から10月ということで予定されているみたいなのですが、ここの部分について先ほど課長からもありましたが、帰還困難区域ということもありますが、作業安全、あとはこの管渠について撤去も含むということで、その部分の線量等、その管理をされるのか、そういったところをお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） 今回工事を施工するところにつきましては困難区域ということで、議員おっしゃるようこちらについてはまずは環境省で1点目、道路の除染は行って終わっているところがまず第1点でございます。かつやはり困難区域ですので、特勤手当、あと時間的制約を受けながら工事を行っていただくことになっております。また、工事の中では線量の管理とい

うのも行いながら進めていくような形になります。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） ちょうど詳細が出ている区間なのですけれども、一時立入りルート、ほぼほぼここがメインルートになっていると思うのですけれども、工事のこともあるし、一時立入りする住民のことも考えると、環境省はこちらではないほうのルートを使ったりとかしているのです、入り口の一時立入りのゲートをちょっと場所を変えるのは大変だと思うのですけれども、変えたほうがどちらみもみな安全で有利なのかなと思うのですけれども、その辺の交通規制に関してはどういうふうにお考えだったでしょうか。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） お答えさせていただきます。

こちらの消防署ゲート東側、あと西側に入っていく、皆さんこちらがかなり浸透しているということとございまして、工事においては片側通行、こちらで安全第一に進めていきたいと思っております。ゲートの変更については、検討はしておりませんでした。

以上です。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 幹線道路の除染とか解体とかいう話が出てきておりますので、打合せとか住民が事前に片づけとかいろんなことがあって、ふだんよりは交通量が増えるのかなというふうな感じがします。そういう前に必ず皆さん住民の方々が立入りしますのです、その辺も含めて安全管理には十分気をつけて、本当にお互いに工事でも車が通らないほうがいいですし、一時立入りする人も片側で無理無理通るよりはいいので、ぜひともそういうことも含めて調整していただければなと、短期間であっても思いますので、その辺の注意をよろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） ご指導ありがとうございます。我々も一時立入りの一般町民の方にご迷惑のかからないように工事調整し、安全第一で進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 同じような質問なのですが、今の議論の中で片側通行という話出ましたが、これはほとんどが片側通行では無理なのかなと思うのです。そうした場合に当然安全第一で考えた場合には全面通行止めでやる可能性もあろうかと思えます。消防署の入り口から入って真っすぐ出ていく部分に関しては当然片側でできるのかなと思うのですが、その辺を十分考慮してやらないと、地域の人たちが一般立入りで入ったときに困惑してしまいますので、看板などをきちっと設置して通行止

めは通行止めできちっとやっていただければ、うまく管理していけば回り道はできると思いますので、その辺をぜひお願いしたいのですが、どうでしょう。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） ありがとうございます。現地によっては家庭内の取り出し部とか若干道路のセンターを越えてというところもございます。そういうところが発生するような見込みになった場合については、迂回路もこちらを検討しながら、まずは町民の通行安全、一時帰宅者の安全第一で進めていきたいと思いますので、よろしくお願いたします。ありがとうございます。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） この消防署のゲートは、一般の町民が一時帰宅で入る部分として1か所しかありませんので、そういう部分で一般の労災が絶対起きないように、また解体とか除染、そういった部分でもかなりここは交通量がある場所なのです。十分交通災害には気をつけてやっていただければありがたいと思います。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） ありがとうございます、十分注意して工事の内容を把握しながら最善を尽くしていきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） この工事の区間なのですけれども、外縁除染というか、県道から20メートルの解体除染、これとこの今赤で引かれたところ、この工程表を見ると何か重なるのかなと思うのです。その辺の調整は大丈夫でしょうか。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） お答えいたします。

外縁除染、今年度発注の工事の中で環境省のその4工事の中でこの外縁除染が行われますが、そちらとバッティングしないような形で、まずは発注はしますが準備方、立会であるとか、そういったことの準備方がこの時期に行われるものと考えておまして、実際の工事については今年度下期から開始されると聞き及んでおります。なお、この辺りの工事としっかり調整を図りながらやっていただくように環境省には申入れをしたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第48号 工事請負契約についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

10時25分まで休議します。

休 議 （午前10時12分）

再 開 （午前10時23分）

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

次に、議案第49号 工事請負契約についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を教育総務課長より求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯塚裕之君） 議案第49号 工事請負契約について内容を説明いたします。

今回の工事は、富岡町立学校給食調理場の建築工事であります。町内で再開している小中学校の給食は、再開当初より榎葉町様のご理解、ご支援の下、現在も給食を提供していただいております。当初は児童生徒数も少なかったことから提供可能でありましたが、榎葉町様、本町とも児童生徒数が増え、提供の継続が困難になり、本町での調理場の設置が急務となったものであります。調理場は令和4年度からの運用とするため、本日建築工事の議案として提出したものであります。

議案第49号別紙資料1を御覧ください。工事請負契約書です。工事の名称、富岡町立学校給食調理場建築工事、工期、着工、議会の議決を得た日から3日を経過する日、完成、令和4年2月28日。工事請負額、5億930万円。契約の相手、福島県双葉郡富岡町中央1丁目92番地、桂建設株式会社、代表取締役社長、渡邊正義であります。

なお、契約書の次に特約条項と入札状況調書を添付しております。

次に、議案第49号別紙資料2を御覧ください。工事の概要等であります。建築場所は、第一中学校校舎北側です。具体の場所は、資料右上の案内図のとおりでありまして、現在はテニスコートとなっております。規模、構造につきましては、調理場が鉄骨造り、平屋建ての495.80平方メートル、渡り廊下が30.55平方メートル、渡り廊下をつなぐ校舎部分が0.4平方メートルです。各室は表のとおり、汚染エリア、非汚染エリアなど、厳格な衛生管理体制のもと必要な機能を配置したものです。工期に

つきましては、2月末までの約10か月としておりますが、特記事項として令和4年1月からは試運転、操作説明期間とするため、令和3年12月までを現場完了目標期間と付記しております。この完了目標期間は、議案第50号の備品購入についても同様としております。配置図兼平面図、東側立面図は資料右側のとおりです。

施設の特徴として、衛生管理の観点から調理室のドライシステムや作業のストレートフローの導入、調理室内の室温抑制効果を兼ねたオール電化の採用、同じく室温、湿度管理のための空調を備えました。2つ目の特徴としては、食育を推進するための見学コーナーの設置です。3つ目が災害時の炊き出しを可能とする自家発電機の設置となります。

調理場建築工事の財源には、加速化交付金を活用してまいります。

説明は以上です。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第49号 工事請負契約についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号 動産の取得についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を教育総務課長より求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯塚裕之君） 議案第50号 動産の取得について内容を説明いたします。

今回の動産の取得につきましては、給食調理場で使用する厨房機器や事務用品等の購入であります。

議案第50号別紙資料1を御覧ください。契約件名は、富岡町立学校給食調理場備品購入。契約金額は6,930万円です。納入期限は令和4年2月28日ですが、建築と同様、令和3年12月までの完了目標期間を仕様書に付記しています。契約の相手方は、住所、福島県南相馬市小高区福岡字白山311番地、氏名、タニコー株式会社東福島営業所、所長、森晴彦であります。

契約書の裏面には、入札状況調書を添付しております。

次に、議案第50号別紙資料2を御覧ください。左側は、今回購入する備品の種類、数量を各ブロックごとに示しています。右側は調理場の平面図であり、機器のナンバーを設置箇所に示したものであります。購入する機器は、当面300食を賄うとして配置しております。主要な機器といたしましては、図面上部、黄色の汚染エリアには水圧洗米機、パススルー方式の冷凍冷蔵庫を、青の非汚染エリアの調理室には回転釜、フライヤー、IH式立体炊飯器、スチームコンベクションオーブン、IHコンロ、アレルギー調理ユニットを、和え物室には真空冷却機を、調理配膳室には温蔵庫などを設置いたします。

備品購入の財源については、加速化交付金及び電源交付金を活用するものです。

説明は以上です。ご審議方よろしく願います。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第50号 動産の取得についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○町長の挨拶

○議長（高橋 実君） 町長より発言を求められましたので、発言を許可いたします。

町長。

○町長（宮本皓一君） 本臨時会に提出いたしました議案の全てについてご理解を賜り、議決いただきましたことにまずは感謝を申し上げます。

東日本大震災並びに原子力発電所事故から10年が経過しました。この間、私は議員、議長、また町長としてふるさと富岡の復興と町民の皆様の心の復興に誠心誠意取り組んでまいり、特定復興再生拠点区域と設定できなかった帰還困難区域の再生という大きな課題は残っておりますが、本町を未来につなげ、将来を切り開くための道筋を一定程度つけることができたと自負しているところでございます。

私は、本町の確実な復興創生のためには何事にも果敢に挑戦し続けてまいることが必要であると考

るところで、このためにはこの先の町政運営が進取の気鋭にあふれ、未来志向の考えを持ってより柔軟に行われなければならないとの考えに至り、私の健康の状態や年齢を考慮し、熟慮に熟慮を重ねた結果、当期で引退させていただくことといたし、次の町長選挙には立候補をいたさないと決断をいたしました。

私の任期8年間の町長としての職務をお仕えいただいた皆様に、この場をお借りしまして厚く御礼申し上げますとともに深く感謝を申し上げます。また、多大なご協力と忌憚のないご意見を賜りました議員の皆様に改めて御礼と感謝を申し上げます。私に残された任期はあと3か月余りと短いものではありますが、与えられた責任を全うし、大きな負担を将来に残さず、本町を未来につなげていくことに全力で取り組んでまいりますので、任期満了までのこの後においてもご理解とご協力を賜りますよう、議員の皆様をはじめ、町民の皆様に改めてお願いを申し上げ、次期の町長選挙には立候補をいたさず、引退をさせていただく決断の表明とさせていただきます。

本当にお世話になりました。ありがとうございました。

○閉会の宣告

○議長（高橋 実君） 以上をもって本臨時会の日程は終了いたしました。

これにて令和3年第2回富岡町議会臨時会を閉会いたします。

閉 会 （午前10時40分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和3年 月 日

議 長 高 橋 実

議 員 遠 藤 一 善

議 員 安 藤 正 純